

産業廃棄物処分業許可証

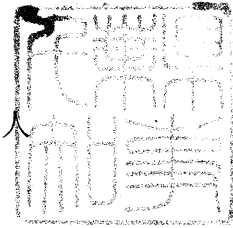
住 所 千葉県袖ヶ浦市神納2302番地1

氏 名 広域環境開発株式会社

代表取締役 唐澤 明彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和4年6月30日

許可の有効年月日 令和9年2月28日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎及び圧縮による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎による中間処理に係るもの

(ア) 木くず, (イ) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず, (ウ) がれき類
(これらのうち, 特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

イ 圧縮による中間処理に係るもの

金属くず (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」, 「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については, それぞれ水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1及び2のとおり

3 許可の条件

(1) 産業廃棄物の処理に当たっては, 保管施設の維持管理及び散水を徹底することにより, 廃棄物の飛散・流出の防止及び粉じんの飛散の防止をすること。

(2) 産業廃棄物の中間処理は, 午前8時から午後5時までの間の8時間とし, 処理施設, 建屋及び囲いの維持管理を徹底することにより, 騒音に係る規制基準を遵守すること。

4 許可の更新又は変更の状況

昭和61年2月27日 新規許可

令和4年6月30日 更新許可

令和5年5月2日 変更届 (代表者の変更)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

許可証別紙 1

事業の用に供する全ての施設

	施設の種類 (許可番号及び許可年月日)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
処理施設	破碎施設 (施行令第7条第8号の2) (平成19年11月12日, 第19-1-307号)	ガラスくず, コンクリートくず 及び陶磁器くず 474.4 t/日 (59.3 t/時×8 時間) がれき類 474.4 t/日 (59.3 t/時×8 時間) (平成19年12月11日)	1	千葉県袖ヶ浦市 神納字山久保 2278番1, 2279番1, 2280番, 2281番, 2282番, 2283番, 2284番, 2299番の1, 2299番の4, 2299番の5, 2301番の3, 2302番の1, 2302番の2, 2302番の3の一部, 2302番の5の一部, 2303番の1
	破碎施設 (施行令第7条第8号の2) (平成18年2月10日, 第17-1-198号)	木くず 14.73 t/日 (1.841 t/時×8 時間) (平成18年3月14日)	1	
	圧縮施設	金属くず 4.27 t/日 (0.534 t/時×8 時間) (平成16年4月13日)	1	
保管施設	ガラスくず, コンクリート くず及び陶磁器くず, がれき類の保管施設	167m ² 239m ³	1	
		785m ² 1,931m ³	1	
	処理後のガラスくず, コン ク リートくず及び陶磁器く ず, がれき類の保管施設	1,276m ² 2,925m ³	1	
		40m ² 39m ³	1	
		65m ² 64m ³	1	
		63m ² 70m ³	1	

(以下余白)

許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

	施設の種類 (許可番号及び許可年月日)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
保管施設	木くず保管施設	20m ² 22m ³	1	千葉県袖ヶ浦市 神納字山久保 2278番1, 2279番1, 2280番, 2281番, 2282番, 2283番, 2284番, 2299番の1, 2299番の4, 2299番の5, 2301番の3, 2302番の1, 2302番の2, 2302番の3の一部, 2302番の5の一部, 2303番の1
		56m ² 73m ³	1	
	処理後の木くず保管施設 (コンテナ)	6.8m ² 8.2m ³	1	
	金属くず保管施設	40m ² 38m ³	1	
	処理後の金属くず保管施設	33m ² 32m ³	1	
	残さ物(金属くず)保管施設 (コンテナ)	6.8m ² 8.2m ³	1	
	金属くず保管施設 (コンテナ)	6.8m ² 8.2m ³	1	

(以下余白)

